

令和7年度
事業計画



社会福祉法人 佐伯市社会福祉協議会

令和7年度 事業計画

○ 基本理念

佐伯市社会福祉協議会は、『地域福祉を推進する中核的な団体として、誰もが安心して暮らせるまちづくり』を推進します。

1. みんなで支え合うまちづくりをすすめます。
2. みなさんの声や思いを大切にし、より質の高い福祉サービスを目指します。
3. みんなで手をつなぎあい、地域ぐるみであなたを支えます。
4. みなさんの声を聴き、必要なサービスを創っていきます。

○ 基本方針

近年、地域住民の福祉ニーズや生活課題が複合化、深刻化するなか、とりわけ高齢者等の困窮や住まい確保の困難さ、孤立・孤独問題、行方不明となる認知症高齢者の増加等、従来の福祉の枠組みでは十分な対応が困難な方が急増しており、包括的な支援体制の構築が急務となっております。また、コロナ禍を経た社会状況の変化の影響で、地域のつながりが希薄になっており、これまで見えていなかった生活に様々な不安を抱える人や世帯などの生活課題に対応していくためには、分野を超えた地域内の多職種連携・他機関協働が求められています。それと同時に、公的な制度・施策だけでなく、これまで社協が推進してきた地域福祉の取り組みを強化していくことが必要となります。

本会では、令和5年度に佐伯市とともに策定した「第4期佐伯市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の2年目を迎え、計画の達成に向けた着実な事業への取り組みが求められており、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」の実現に向けて、「孤独・孤立ゼロの地域づくり」、「福祉相談窓口の強化」、「互いに支えあうネットワークづくり」を地域住民や地区社協、関係団体と連携して取り組んでいきます。

また、これまで社協が運営してきた指定管理施設（豊寿苑、通所介護、生活支援ハウス、放課後児童クラブ等）も継続して管理運営することとなり、今後も安定した事業運営及び人材育成に努め、利用者が住み慣れた地域で安心して暮らせるための質の高いサービスを提供し、市民の皆様から選ばれる事業所を目指します。

更には、福祉の仕事の魅力発信等、人材確保に向けた取り組みをこれまで以上に強力に進めるために、福祉人材の定着に向けての給与規程の改正や法改正に基づいた育児・介護休業等に関する規程の改正、福利厚生の実施、ICT化による業務の効率化等を通じた業務負担軽減等を行い、職員が働きやすく、働き続けられる職場づくりを進めていきます。

事業実施計画骨子

(1)総務課

組織の財務規律の徹底を図るとともに、情報開示に積極的に取り組むことにより、透明性の高い法人運営を進める。

また、持続可能な財政運営として、定期的な経営分析、会議を行いながら、積立金等の効果的な活用と適正な補助金、委託料の確保に努めるとともに、予算の適正かつ効果的、効率的な執行と経費削減に努める。

さらに職員が働きやすく、やりがいをもって働けるよう、環境の整備を行っていく。

1)会務の運営

- ・理事会（年4回）
- ・評議員会（年3回）
- ・監事監査（年4回）3ヶ月に1回、決算監査1回
- ・評議員選任解任委員会（随時）
- ・役員視察研修会の実施
- ・課長会(毎月)
- ・管理職会議(毎月)

2)財務運営・管理

社会福祉法、社会福祉法人会計基準、社会福祉協議会モデル経理規程等の会計に関する法令等に基づき、適正に計算書類を作成し公表する。

3)法令遵守の取り組み

極めて高い公共性、公益性をもつ社会福祉法人の職員として、一般関係法令を遵守するとともに、業務関係法令の遵守と法令改正等の情報に関し、県や市の関係各課と連絡を密にとり、遅滞なく体制を整備し法令を遵守する。

- ・コンプライアンス研修会の実施

4)職員研修・意識改革の推進

サービスの質の向上を図るため、自己研鑽の促進、職員の意識改革に努めるとともに、県社協等が実施する各種研修会への積極的な参加に努める。

また、階層別、職種別に専門的な研修を行い、職員の資質向上を図る。

5)働きやすく・やりがいをもって働ける職場づくりの推進

長時間勤務の縮減の奨励、有給休暇の計画的付与、仕事と子育て・介護との両立支援など「働き方改革」を推進する。また適切な労務管理を実施し、すべての職員が働きやすい環境を整える。

- ① ハラスメント研修会の実施
- ② 次世代育成にかかる一般事業主行動計画の推進(年休取得促進・ノー残業デーの徹底)
- ③ 職場のメンタルヘルス対策の強化(研修会の開催)

- ④ メンタルヘルス相談窓口の設置及び周知
- ⑤ ストレスチェックの実施
- ⑥ 育児介護休業制度などの職員向けのパンフレットの作成
- ⑦ 法改正に伴う諸規程の見直し
- ⑧ デジタル技術を活用した業務効率改善の研究・導入
- ⑨ おおいた働きやすくやりがいのある介護の職場認証制度(ふくふく認証)の取得
- ⑩ 人事評価の実施
- ⑪ 資格取得支援制度の推進

6) 中長期的な経営基盤の確立に向けた取り組み

令和3年度に策定した「社協発展・強化計画」に基づいた取り組みを着実に進めていくとともに、ベースアップ・物価高騰を考慮した中長期的な経営継続を視野に入れ、事業の収支のバランスを図る。

- ① 介護保険事業については新たな加算の獲得などにより収入の確保に努めるとともに、事業量に応じた人員体制で業務の効率化を図る。
- ② 既存事業の見直しや事業に係る職員配置等の検討を行い、財政収支の均衡に努める。
- ③ 次回公募を見据え、各指定管理者施設の必要性と収支を総合的に検討していく。
- ④ 上記を踏まえた経営推進プランを策定し実施に努める。

7) BCP(事業継続計画)の見直し

大規模災害時や感染症流行時において適切な業務(非常時優先業務)が行えるよう、BCP(事業継続計画)の見直しを行う。

8) 佐伯市社会福祉センターの管理運営(指定管理事業)

地域住民の福祉及び健康の増進及び意識の高揚を図ることを目的に適切なセンターの管理運営に努める。

9) 社会福祉関係従事者等の顕彰

国、県及び各種大会等において、社会福祉関係に功労のあった方々の表彰具申を積極的に行う。

(2) 地域福祉課

第4期地域福祉活動計画に基づき、以下の基本方針に沿った地域福祉事業を推進する。
基本方針

1【地域づくりの支援】

地域課題を住民同士の支えあいによって解決していく気運を高めていくとともに、生活課題を抱えた市民を早期に発見できる「孤独・孤立ゼロ」の地域づくりを目指す。

2【相談支援の強化】

分野別の専門相談窓口の充実と、「制度のはざま」などに対応する「総合相談窓口」の強化を目指す。

3【参加支援の強化】

住民自らが参加し、互いに支えあうネットワークづくりの支援を目指す。

基本方針 1 地域づくりの支援

[I] 地域をつなぐ組織・場の育成

①新たなコミュニティ組織の構築支援

1.地区社協の活動支援

地区社協への助成や活動、啓発支援を行うことにより、活動の活性化を図るとともに、円滑な運営を支援する

- 地区社協会長・事務局長会議の開催(年1回)により、地域の課題共有、意識の高揚や活動強化につなげる。
- 社協会費の募集等、地区社協の活動チラシを作成し、活動啓発を支援する。
- 社協だより、ホームページ、メディアを通じて地区社協活動を啓発支援する。
- 地区社協の活動理解にむけて、「財源旗」の整備や利活用の方法について検討を進める。(佐伯エリア 新)

2.地域行事の支援

地域で行われる行事等への事業費の助成や必要な物品の貸出を行い、日頃より顔の見える関係を構築する。

- イベント用品や防災訓練備品等の貸出を行う。
- 一般介護予防の地域貢献事業として、専門職派遣を行う。
- 高校生等と地域(高齢者)とのつながりの場をつくり、地域活動への参加や交流を促進する。

3.新たな地域コミュニティづくりの支援

佐伯市とともに地域課題の共有や課題解決に向けた話し合いの場に、職員を派遣し、住民主体の支え合い活動を支援する。

- 地域コミュニティ協議会福祉部会(仮称)への職員派遣
(第1期 青山、西上浦、宇目、直川 第2期 渡町台、大入島、鶴見、米水津)
(第3期 木立、下堅田、上浦、本匠)
- 設立準備会、『地区を語る会、考える会』への職員派遣
(第4期 上堅田、八幡、弥生、蒲江 第5期 ※今後選出)

②交流し、ほっとできる居場所づくり

1.ふれあい・いきいきサロンの推進(市受託事業)

住み慣れた地域で健康で充実した生活が送れるよう、介護予防や認知症予防に取り組む。

- 活動メニューの充実に向けて、作業療法士をコーディネーターとして配置する。
- めじろん元気アップ体操やレクリエーションを取り入れた自主・支援型サロンの推進
- サロン支援員やお助け隊等のスキルアップ研修を行い、活動継続を支援する。
- サロンの効果と参加者の健康状態を把握するため、体力測定を実施する。

- 基本チェックリストを活用し、検証を行う。
- 運動機能向上型サロン「チアフル」を弥生地区と新たに本匠地区を加え、実施。
- 自主型サロンにレクリエーション用具の貸出と情報提供を行う。

2.子育てサロンの運営支援

子育て中の保護者の交流・情報交換の場として子育てサロンを推進し、活動支援や助成を行う。

- 子育てサロン交流研修会の実施(年1回)。
- ホームページの更新と情報誌の発行を行い、最新情報を提供する。
- より効果的な運営方法を検討していく為、交流会参加者よりアンケートを回収する。
- 講師派遣や人的支援を行い、サロンプログラムの充実につなげる。

3.子ども食堂の立ち上げ・運営の支援

立ち上げを行おうとする個人や団体からの相談、開設や運営に関する支援を行う。

- 様々な世代が関わりを持ち、住民の『居場所、交流の場』として活用できる「みんな食堂」の開設や運営支援を行う。
- フードバンクで寄せられた食材を活用し、市内子ども食堂の運営支援につなげる。
- ホームページの更新やチラシ発行を行い、最新情報を提供する。
- 子ども食堂交流研修会の開催(年1回)
- 佐伯市や大分県等の活動補助金等の紹介を行う。

4.生活困窮者の通いの場づくりの支援(市受託事業)

- ほっとカフェ(ひきこもり等の方の集いの場)
- きずなファーム(農作業を通じての就労体験)
- キッチンきずな(ファームで収穫された作物を活用した調理実習と交流)
- きずなマーケット(ファーム収穫物の販売訓練)
- 就労訓練先の相談(障がい者共同サポートセンター「人とき」との連携や受入れ企業の開拓)
- ワークチャレンジ(企業等での就労体験の調整)
- プッシュアップ(社協事業の手伝いを通じた就労体験)

5.高齢者等を中心とした健康づくりの充実と居場所づくり

佐伯市地域包括支援センターと連携し、介護予防事業の卒業者の受け皿づくり進めるとともに、既存の居場所づくりを通じた健康づくりを推進する。

- 通рияんせ……………(2ヶ所延べ24回/年 佐伯エリア)
- 通рияんせぷらす……(12回/年 佐伯エリア)
- 元気アップ……………(50回/年 上浦支部)
- 体操教室ひとつむぎ…(6回/年 本匠支部)
- このゆびとまれ…………(16回/年 宇目支部)
- シニア世代元気事業…(48回/年 直川支部)
- ハナモモ教室……………(4回/年 直川支部)
- わいわいプロジェクト…(48回/年 米水津支部)

③地域で生活課題を把握する仕組みづくり

1.地域づくり大作戦(市受託事業)

高齢者を中心とした地域課題を地域で解決する為の協議体を設置し、以下の仕組みづくりを行う。

○生活支援コーディネーターを配置し、住民間の支え合い活動を支援し、必要な資源開発や新たな仕組みづくりについて、住民と協同しながら再構築を進める。

○サービスの担い手づくりやボランティア団体の交流会を企画し活動の活性化を図る。

○事業所、専門職とのネットワークの構築

・ケアマネ協議会会員、地域包括支援センター職員、予防プランナー等との合同研修会への参加。

○企業連携を深め、地域貢献活動や地域支援の気運を高める。

・医療機関との連携及び情報共有

○広報・啓発活動

・ケーブルテレビを活用した啓発

・パンフレットの作成

○地域の助け合い活動の支援(有償ボランティアの組織化支援、見守り活動の支援)

佐伯 大入島たすけ愛隊、助け愛たい青山、木立中野河内お助け隊、
西上浦地域有償ボランティア、輝プロデュース“ライフサポート”(新)

上浦 ちょこボラ かみうら

弥生 床木「とことこ隊」、ちょこちょこマーチ、はびどら(新)

クリーンアップ後の高齢者宅草刈り活動(自治会 年2回)

本匠 みずぐるま

宇目 宇目つくし隊

直川 直川地域協力隊、ボランティア直川

鶴見 鶴見クラブ、ハッピー見守り隊

米水津 米水津たすけ愛隊、うらしろ山桜の会、米水津御用聞き

蒲江 畑野浦生活支援隊、竹野浦河内カントリー支援隊

○第1.2層協議体の活性化

地域課題や個別課題の解決に向けて話し合う協議体を第1層圏域・第2層圏域で開催する。

○地域の寄り合い所の確保・運営支援

公民館、空き家、学校の空き教室や廃校となった校舎等を地域の寄り合い所として活用し、介護予防、生活支援の拠点等の取組を検討する。

・チェア健康体操の活動支援(佐伯エリア)

・「地域力アップ」懇談会(佐伯エリア)

・地域住民の交流の場「ふれあいハウス」の活動支援(直川支部)

・「さぎなみ」の活動支援(鶴見支部)

・「丸市尾よってみらんかい」の活動支援(蒲江支部)

・介護予防サポーターとの連携と新たな通いの場の支援(本部)

・健康サポート指導員の継続支援(本部)

○地域ケア会議(3圏域)、ケアマネジメント支援会議への参加(本部・各支部)

○移送サービスについて課題分析を進める。

2.大島でつながるプロジェクト(鶴見支部)

大島買い物支援事業として地元スーパー、企業や関係団体と協力し、買い物代行サービスを通じた地域支援を行う。

3. 社協活動の理解や地域課題の解決に向けた関係者の話し合いを行う。

- ・地域寄り合い座談会の開催(米水津支部)
- ・有償ボランティアを考える会の開催(蒲江支部)

[Ⅱ] 福祉の心あふれる地域づくり

①人をつなげる情報発信

1.社協の広報活動

○広報誌「ひとしづく」を年4回発行

- ・組織の運営状況や事業予定、報告などを定期的に情報発信

○ケーブルテレビを活用した行事のお知らせや情報発信

○ホームページ、SNS等の活用による若い世代へ向けた情報発信

○YouTubeチャンネル開設による情報発信(チャンネル名:佐伯市社会福祉協議会)

○イメージキャラクターの「ひとしづくちゃん」を活用した広報活動

○「よのうづの輪」の発行(米水津支部)

2.住民の支え合い情報「地域資源マップ・台帳」の管理・情報集約(市受託事業)

○地域資源に関する情報を住民や関係者へ周知するため、地域資源マップや社会資源リストの情報更新を行う。

○新たな資源管理システムの導入を行い、台帳の一元管理を行うとともに、必要な情報をどの支部からでも情報提供のできる環境整備を図る。

○輝プロデュースによる支援(3回/年 佐伯エリア)

②福祉教育・福祉交流の拡充

1.ボランティア手帳の発行

学校・福祉施設等と連携し、中学生・高校生を対象としたボランティア手帳の利活用により、ボランティア活動が身近な存在になるよう周知に努める。

2.福祉教育・福祉体験プログラムの実施

誰もが安心して暮らせるまちづくりの実現にむけ、小中学生、高校生、企業、地区などを対象に情報発信を行い、学習会や研修会の支援を行う。

○福祉体験プログラムメニュー

- ・車いす体験、高齢者疑似体験、盲導犬とのふれあい、点字、手話体験等

3.福祉スクールの開催(弥生支部)

20~30代の若い世代に福祉の現状や地域課題を知る機会をつくり、福祉意識の醸成を図る。

4.夏のボランティア体験事業

市内事業所より協力を得ながら、学生への夏休み期間のボランティア体験の機会を提供し、活動のきっかけ作りを支援する。

5. 社協ちびっこフェスティバルの開催

遊びや体験を通じ福祉意識の醸成を図り、福祉や人権、防災について考えるきっかけとして、多くの子どもたちに参加してもらえよう福祉イベントを企画する。

6. 「にじりボン」の継続実施(上浦・蒲江支部)

上浦及び蒲江児童館で実施してきた、乳幼児親子と中学生との交流事業について福祉教育の視点より大変好評である為、引き続き支部事業として事業継続する。

7. 佐伯市社会福祉大会の開催(隔年開催により、令和7年度は実施なし。)

社会福祉事業へ功績のあった方々の表彰と福祉意識の高揚を目的に、大会を開催

8. 大分県地域福祉推進大会の参加

社会福祉事業の功績者の表彰及び意識高揚を目的に大会参加する。

9. 佐伯市共同募金委員会の運営

赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金の事務局を担い、募金活動の実施、広報活動を行う。

○地域福祉事業への助成(赤い羽根)、地域福祉団体への助成(歳末)審査を行う。

○災害発生時には、災害義援金の募集や募金箱の設置を行う。

③ ボランティア活動の活性化

1. ボランティアセンター運営による活動支援

○ボランティアコーディネーターを配置し、活動の推進強化を図る。

○個人、団体ボランティアの活動状況を把握するとともに活動支援を行う。

○ボランティアに関する広報活動を行い、ボランティアの意識啓発を行う。

・学生へのボランティア手帳の発行(再掲)

・県ボランティア市民活動推進大会への参加

○ボランティアの活動拠点として貸館の利用調整を行い、市民のボランティア活動を支援する。

・社会福祉センター・地域福祉センターの運営(指定管理事業)

佐伯市社会福祉センター、上浦地域福祉センター、直川地域福祉センター

2. 各種ボランティア講座等の企画

○傾聴ボランティア講座

・既存の活動団体へのニーズ調整、マッチング及び活動支援を行う。

○体操ボランティアの募集と派遣の仕組みづくり(新)

・身体機能の低下がみられる方に対して自宅への体操指導ボランティアの派遣について検討を進める。

○生活支援(ちょこっと)ボランティア養成講座

○福祉体験プログラム養成講座

3. 特技を生かしたボランティア活動の啓発及び支援(手芸ボランティア等の支援)

- ・結の会（本部・佐伯エリア）月 2 回
- ・ソーイングbee(弥生支部)月 1 回
- ・つむぎ（蒲江支部)月 1 回

4.NPO、企業ボランティア団体との協働の推進

企業の社会貢献活動を地域にいかせるように、地域のニーズとつなぐ。

5.佐伯市ボランティア連絡協議会の支援

協議会の事務局を担い、円滑な運営を支援する。

6.佐伯市老人クラブ連合会の支援(市受託事業)

佐伯市老人クラブ連合会及び佐伯支部の事務局を担い、円滑な運営を支援する。

[Ⅲ] 地域安全活動の推進

①安全見守りネットワークづくりの推進

1.緊急情報キット事業

高齢者等の緊急事態に対処するため、緊急情報キットを必要な世帯へ配付し、民生委員の協力により情報更新(年1回)を行う。

○緊急情報キット連絡会議(年1回)

緊急情報キット事業を円滑かつ効果的に進めるため、関係機関による連絡会議を実施する。

2.福祉推進員による見守りネットワークの構築（蒲江支部）

民生委員・児童委員や区長会と連携し、小地域ネットワークを形成し、困りごとの早期発見に努めるとともに定期的な学習機会を提供する。

3.高齢者や子どもの等の見守り活動の推進

○いきいきサロンを拠点とした見守り

○配食サービスによる対象者の見守り(地区社協)

○毎日型配食サービスによる見守り(上浦支部)

○山部地区の見守りレター安否確認や見守り活動(本匠支部)

○「直川みまもリンク」による見守りネットワークの強化(直川支部)

○見守り兼買い物支援事業の活動支援(直川支部)

○あんしん見守り隊の見守り活動(宇目支部)

○御用聞きプロジェクトを通じた見守り活動(鶴見・米水津支部)

○散歩ボランティアによる見守り活動(鶴見・米水津支部)

○安心・安全マンボウ隊の見守り活動(蒲江支部)

②自主防災力の強化

1.災害ボランティアセンター設置・運営

佐伯市との協定に基づき、大規模災害発生時には、災害ボランティアセンターを設置・運営し、被災者支援を行う。

○発災時、災害ボランティアセンターの円滑な運営を行うための訓練を実施する。

○災害支援に必要な資機材の補充や点検を行い、大規模災害への備えを行う。

2.地域防災講座への協力(講師派遣)と防災事業の実施

地域の研修の講師や訓練への協力として職員の派遣を行い、防災を通じて、地域づくりができるよう支援する。

- 地域防災力向上事業(振興局・公民館事業)への協力(本匠支部)
- 防災研修の実施(宇目支部、地区社協)
- 地域防災連絡協議会へ協力し、避難所運営訓練の実施(直川支部)
- 地域防災力向上事業への協力(蒲江支部)

3.避難所運営訓練の支援

大規模災害発生後の避難所運営は混乱が想定され運営負担も大きいことより、必要な基礎知識の習得について必要な研修支援を行う。

4.防災教育プログラム事業

学校での防災教育で活用できる防災研修メニューにより、体験研修を通じた防災意識の醸成を図る。

5.災害ボランティアネットワーク協議会の運営

災害時に支援活動が可能な団体と、日頃から顔の見える関係を構築するために、会議、訓練、研修を行う。

6.大規模災害に対応できる職員の育成

災害の知識を有し、災害時に対応できる職員を育成する。

- 防災士の資格取得や、各種防災研修会への職員派遣
- 被災地への職員派遣
- 災害ボランティアセンターの設置運営訓練の開催

7.防災標語づくり(弥生支部)

地域住民に広報し、集まった標語をもとに手作りのカルタを作成し、地域や学校で行われる防災事業で活用してもらい、防災意識の向上に繋げる。

8.災害時資機材の貸出事業(新)

自助・共助の力で一日も早い生活再建を進める為に資機材の貸し出しを行い、自主防災力の強化に繋げる。

基本方針 2 相談支援

[IV] 包括的な相談支援の推進

①地域住民による相談支援の充実

1.民生委員児童委員協議会の支援

協議会の事務局を担い、協議会活動に資する情報提供を行い、活動の活性化を図る

とともに会の円滑な運営を支援する。

②相談支援の「包括化」の推進

1. 弁護士による無料法律相談会

専門家による相談として弁護士による相談会を実施する。(年12回)

2. 民生委員による心配ごと相談会

住民の日常生活のあらゆる悩みや心配ごとに対して、適切な助言や援助を行うため「心配ごと相談会」を実施する。(佐伯エリア 年6回、蒲江支部 年6回)

3. 総合相談事業

○地域住民の心配ごとや悩みに総合的に対応できるよう相談体制の充実を図る。

○子ども、障がい者、高齢者等住民の総合相談窓口として相談を受け、必要なサービスや関係機関につなぐ等の対応を行う。

○高齢者や介護等の相談調整は、地域包括支援センター等と連携をとり支援につなげる。

○総合相談の相談内容について分析を行う。(相談概要の見える化)

○地域支援システムの活用による相談傾向の分析やケース記録のデータ管理。

4. 重層的支援体制整備事業への備え

相談の包括化にむけ、「佐伯市ならではの」包括的相談支援事業の構築にむけ、検討を行う。

[V] 分野ごとの専門相談支援の推進

①高齢者への相談支援の充実

1. 総合相談事業(再掲)

高齢者等の心配ごとや悩みに総合的に対応できるよう、相談窓口の設置により、市の担当窓口や地域包括支援センターや関係事業所と連携する等、つなぎ対応を行う。

2. 独居世帯への相談・見守り・終活などの支援

判断能力低下後の支援、見守り、終活に関する視察研修を行い、死後事務までの支援について仕組みを検討する。

3. 佐伯市地域包括支援センター「ばんじょう」・「あまべ」の運営

市委託による、地域包括支援センター事業の運営。

※詳細は、在宅福祉課の事業計画を参照。

②障がい者への相談支援の充実

1. 総合相談事業(再掲)

障がい者等の心配ごとや悩みに総合的に対応できるよう、相談窓口の設置により市の担当窓口や相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所等と連携するなど、つなぎ対応を行う。

③子ども・子育てに関する相談支援の充実

1.放課後児童クラブ(指定管理事業)、地域子育て支援拠点の運営
地域福祉活動と連携しながら、安心安全な運営を行う。

- ・放課後児童クラブ :上浦・蒲江
- ・地域子育て支援拠点:蒲江

2.総合相談事業(再掲)

子育て家庭等の心配ごとや悩みに総合的に対応できるよう、相談窓口の設置により、関係機関へのつなぎ対応を行う。

④生活困窮者等への相談支援の充実

1.生活困窮者自立支援事業(市受託事業)

生活に困窮している方に、自立した生活ができるまで自立相談支援機関として継続的な相談支援を行う。また、コロナ禍における特例貸付者へのフォローを行う。

- ・就労支援、ハローワークとの連携
- ・広報啓発活動(民生委員・児童委員や保護司会、関係機関に対し、積極的な事業広報)
- ・きずなレター(ひきこもりの方へ手書きの葉書を送り、アプローチする。)
- ・就労準備支援事業との連携を強化し、就労の促進を図る。
- ・農福連携の取り組み強化(地域貢献、指導者の派遣協力、用具借用等)
- ・ほっとカフェ(ひきこもり等の方の集いの場)
- ・きずなファーム(農作業を通じての就労体験)
- ・キッチンきずな(ファームで収穫された作物を活用して自ら料理を行う集いの場)
- ・就労訓練先の相談(佐伯圏域障がい者共同サポートセンター「人とき」との連携や受入企業の開拓)
- ・ワークチャレンジ(企業等での就労体験)
- ・きずなマーケット(収穫物の販売訓練)
- ・プッシュアップ(社協事業の手伝いを通じた就労体験)

2.生活困窮世帯への食料等の支援

○各家庭で余った食品を持ち寄り、それを必要とする人々へ配布する。

あわせて、子ども食堂等の団体支援としてフードバンクを通じて、食品を提供する。

○フードバンクさいきの運営

- ・フードドライブの実施、フードバンクおおいたへの協力。

○愛のひとしずく事業による食料品・日用品等の支援

○きずなギフト(困窮者宅へ訪問し、食料品・日用品の支援を行う)

○衣類バンクによる支援

3.資金貸付事業

○低所得者等への資金の貸付を行う。

- ・生活福祉資金貸付事業の実施(県社協受託事業)
- ・特例貸付の免除・猶予申請等受付対応(県社協受託事業)
- ・小口資金貸付事業の実施

基本方針 3 参加支援

[VI] 多分野・多職種・他機関協働支援の推進

①多分野・多職種・他機関協働支援の推進

1.就労準備支援事業(市受託事業)

○「社会との関わりに不安がある」「人とのコミュニケーションが上手くとれない」「引きこもり状態が続いている」など、

直ちに就労が困難な方に対して、一般就労に向け就労準備支援メニューに基づくプログラムの実施

メニュー例：プッシュアップ事業、ファーム体験、卓球、お出かけ事業など

○外出意欲、就労意欲を喚起するため、訪問による個別対応を実施する。

○ひきこもり者支援の実施

・巡回訪問によるアプローチ

○生活習慣形成のための指導訓練

・身だしなみに関する助言

・規則正しい起床・就寝・バランスのとれた食事摂取に関する助言など

○就労の前段階として必要な社会的能力の形成

・挨拶の励行や基本的コミュニケーション能力の形成

・地域のイベントなど地域活動への参加

・清掃などボランティア活動

○事業所での就労体験の提供や一般雇用への就職活動に向けた技法や知識の習得支援

・福祉事業所や一般企業での就労体験

・模擬面接や履歴書の作成訓練

2.被保護就労支援事業(市受託事業)

生活保護受給者のうち 18 歳以上 65 歳未満で就労が可能と思われる方に対して、就労の実現に必要な支援を行い、経済的、社会的自立を助長する。

・失業に至った経緯、就労できない課題を個別に分析する。

・履歴書作成、面接指導など就職支援を行う。

・ハローワークへ同行支援し、職員と連携を図りながら適職について助言を行う。

・就職後、定期的に声かけ、見守りを行い、定着支援を行う。

3.生活困窮者自立支援事業(市受託事業)

○ひきこもり脱出作戦会議(年 2 回)

・医療関係者と連携し、ひきこもり者への方へのアプローチ方法を検討する。

○生活困窮者支援連絡会議

・関係機関が一堂に会し、生活困窮者自立支援事業の理解を図り、連携強化の為、ネットワーク会議を実施する。(年 1 回)

4.おおいたくらしサポート事業の活用

○自立相談支援機関として、事業活用により生活困窮世帯への困りごと解決にむけたプランの作成や現物給付等の支援の調整を行う。

- ・おおいたくらしサポート事業 佐伯地区連絡会議の開催
施設相談員や関係機関の職員が一堂に会し、事業支援のケース等を解説し、課題共有を行う等、連携強化を図る。

②権利擁護支援の推進

1.日常生活自立支援事業(県社協 受託事業)

- 軽度の認知症高齢者や知的・精神障がい者等の判断能力が十分でない方に対して、権利擁護に係る相談、福祉サービスの利用援助や金銭管理等の援助を行う。

2.成年後見制度の利用促進(市受託事業)

1)中核機関

○広報啓発

- ・ひとしづく(広報誌)、市民後見人養成講座、各地区や各種団体等から依頼があれば制度の説明を行い、判断能力が低下する前から、成年後見制度の利用が検討できるよう、制度の仕組みを伝える。

○相談受付

- ・住民からの相談に応じ、制度利用が必要か課題分析し検討する。
- ・必要に応じて他機関につなげる。

○成年後見制度の利用促進

- ・申し立て支援を行う。
- ・本人の利益のために誰が申し立てを行うか検討する。
- ・受任調整会議で後見人候補者の推薦を行う。

○後見人の支援

- ・後見人などへの相談支援
- ・報告書作成などの事務支援

2)法人後見事業

- ・身上保護(高齢者施設や介護サービスなどの各種手続き、定期的に訪問し生活状況の確認)を行う。
- ・財産管理(通帳・印鑑の管理/収支の管理/不動産などの管理)
- ・家庭裁判所から財産管理を受任している市内の弁護士事務所と連携し、入所施設等から要請のあった支払い事由について適時、情報提供を行う。また、財産管理の受任再開の準備を整える。

3)市民後見人の育成

- ・市民後見人養成講座を実施し、後見人として活動できる人材を育成する。

[VII] 地域の担い手による支援の推進

① 互助的な生活支援サービスの充実

1. 「3カフェテラス」を通じて自主活動団体となった、西上浦、渡町台の男性料理教室の

継続的な運営支援を行う。令和 7 年度の自主活動に向け、新たに検討を進めている佐伯東地区との連携づくりと支援を行う。(佐伯エリア)

- ・食への興味を深めるとともに若い世代からのリーダーの発掘、育成を目指す。
- ・男性が役割を持てる暮らしの継続、事業を通して地域づくりへの取り組みを目指す。

2. 毎日型配食サービス(上浦支部)

高齢者等に対し、毎日の食事(弁当)を届けることにより、栄養状態の維持改善を図るとともに、住み慣れた地域で健康に生活を送ることが出来る様に支援し、あわせて食事の配達時に安否確認を行う。

3. 「思いやりごはん」うめ (宇目支部)

一人暮らし高齢者や高齢者世帯を対象に、調理実習を通じて食事機会を設けることにより「孤食予防」、「社会参加の促進」、「栄養改善の意識向上」を図る。(年2回 各10名)

4. お洗濯支援事業(宇目支部)

高齢者世帯等、大きな洗濯物(こたつ布団や毛布など)をコインランドリーに運び込むことが困難な方に対し、洗濯代行の支援を行う。

5. チャイルドシート貸出事業(宇目支部)

着用義務のある乳幼児の保護者・親族に対し、一時的な貸出を行う。

6. 車いすの貸し出し

高齢者や障がい者を対象に、一時的な支援を目的として車いすの貸出を行う。

7. 地域づくり大作戦(市受託事業 再掲)

○担い手づくり

- ・ちょこっとボランティア講座の開催
- ・傾聴ボランティアの育成
- ・体操ボランティアの募集と派遣の仕組みづくり(新)
- ・企業ネットワークの強化による新たな人材支援

○生活支援ボランティア団体の立ち上げ支援

○居場所づくりの検討

○社会資源リストの更新

○広報・啓発活動

○輝プロデュースの展開 (3回/年 佐伯エリア)

輝プロデュース“ライフサポート”事業の立ち上げ支援

8. 介護予防等の居場所づくりと担い手の育成(再掲)

○通りゃんせ……………(2ヶ所延べ24回/年 佐伯エリア)

○通りゃんせぷらす……………(12回/年 佐伯エリア)

○元気アップ……………(50回/年 上浦支部)

○kamiura to dance! ……(24回/年 上浦支部)

○体操教室ひとつむぎ……………(6回/年 本匠支部)

- このゆびとまれ……………(16回/年 宇目支部)
- シニア世代元気事業……(48回/年 直川支部)
- ハナモモ教室……………(4回/年 直川支部)
- わいわいプロジェクト……(48回/年 米水津支部)

②地域コミュニティによる支援の推進

1.新たな地域コミュニティづくりの支援(再掲)

地区社協支援の経験を活かし、地域課題の共有や解決に向けた話し合いに職員を派遣し、住民主体の支え合い活動を支援する。

[Ⅷ] その他の事業

(1)社協の自主財源の確保の取り組み

- 社協の各種事業を積極的にPRし、自主財源となる会費の増額を図る。
- ・社協旗や財源旗(社協会費・赤い羽根)を活用し、取り組みをPRする。
- ・寄付付き自動販売機の設置により、活動財源の調達を行う。

(2)職員の資質向上の取り組み

職員のスキルアップを目的として、外部講師の招聘による研修会の企画や県内外の社協関係者との合同研修に職員を派遣する。

(3)福祉現場実習生の受け入れ

大学等の依頼により、社会福祉士養成のため現場実習の受け入れを行う。

(4)第4期 佐伯市地域福祉(活動)計画の進行管理

市と合同事務局を担い、年度ごとに進捗状況の報告及び活動評価を進める。

(5)地域共生社会の実現に向けた取り組み

○さいキッズ未来応援団(旧カタローエおおいたイン佐伯)への職員派遣

- ・教育、健康、子育て支援の関係者が一堂に会し、子どもを取り巻く環境課題や支援の現状についての共通理解を深めるとともに、地域共生社会の実現に向け、意識啓蒙を目的とした研修会の企画等を他機関協働で行う。

○積立基金の利活用

- ・地域共生社会の実現に向け、地域団体等の先進的な地域福祉活動に対し、積立基金の利活用について、検討を行う。

(3)在宅福祉サービス部門

現在、通所介護事業3カ所、訪問介護事業1カ所、居宅介護支援事業2カ所、地域包括支援センター2カ所の運営を行っている。

通所介護事業については、7年度から3年間の指定管理による管理運営を継続することとなった。また、居宅介護支援事業所については、事業所を1カ所に統合し、運営を行っていく。

職員の高齢化の進行、新規採用者や資格保持者の確保も難しくなっているが、継続的に処遇改善加算等を取得し、職員の処遇改善を図り、資格を取得するための経費の助成を行うなど、資格取得を促し、雇用や職場定着を進めていく。

介護保険事業は、高齢化率が50パーセントを超えている地区をもつ佐伯市にとって重要なものではあるが、施設ごとの利用状況・経営状況、職員の確保・雇用状況、周辺的环境等を精査し、本会事業の中での位置づけと今後の方針についての議論を継続していく。

1 事業ごとの取り組み

(1)通所介護事業（デイサービス） 上浦・宇目・直川

①要介護者対象のデイサービス

○運動プログラム等により自立した生活ができるよう支援していく。

②介護予防・日常生活支援総合事業のデイサービス

○目的に沿ったプログラムを市と連携しながら積極的に展開していく。

- ・めじろん事業(運動機能向上)・元気アップ事業(認知症・閉じこもり予防)
- ・いきいき支援事業(生活不活発の予防)

③一般介護予防(市受託事業)の取り組み

○作業療法士の指導により認知症予防に取り組み、目的に沿ったプログラムを実施。1年ごとに評価を行い、自立した生活ができるよう支援していく。

・おげんき広場

④生きがいデイサービスの実施

○自立した生活の維持向上を自ら積極的に希望する方へ、生きがいデイサービスを提供するとともに、総合事業との組み合わせにより介護予防の効果を増進させる。

(2)訪問介護事業(ヘルパーサービス) 弥生

①要介護者対象のヘルパーサービス

○自宅で自立した生活ができるよう、身体介護、生活支援を提供していく。

②介護予防・日常生活支援総合事業のヘルパーサービス

○目的に沿ったプログラムを市と連携しながら積極的に展開していく。

・はつらつ事業(生活機能向上) ・サポート事業(生活支援)

(3)居宅介護支援事業(ケアプランの作成、給付管理) 弥生

①介護プランと介護予防プランを積極的に受託し、社会資源を生かしたサービスプランを作成する。

(4)障がい者を対象とした事業の実施 弥生

①ホームヘルパーによる居宅介護、同行援護、移動支援事業の実施。

(5)佐伯市地域包括支援センター(市受託事業) 直川・蒲江

①山間部、海岸部の2か所の地域包括支援センターを受託し、運営。

②地域包括ケアの実現に向けて、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けることができるよう包括的・継続的な支援を行う。

③各包括支援センターでの地域ケア会議を実施。介護支援専門員等と連携を図り、社協の特色を生かし、地域に応じたケア会議のあり方を検討していく。

2 サービスの質の向上

介護事業従事職員の資質向上を図るための研修会を開催する。なお、「認知症予防研修」と「虐待防止・人権研修」については職員必須研修とし、全体研修を企画する。

(1)通所介護事業

- デイサービス生活相談員・看護師部会(年 6 回)
- 内部研修会の開催、各種研修会への参加
 - ・各事業所で研修の企画・実施
 - ・自立支援に向けての研修や実践への取り組み
 - ・作業療法士による介護予防への実践指導
- 介護員ごとのスキルアップ目標の設定

(2)訪問介護事業

- サービス提供責任者会議の開催(毎週 1 回)
- 内部研修会の開催、各種研修会への参加
 - ・訪問介護員への研修の企画・実施
 - ・自立支援に向けての研修や実践への取り組み
- 訪問介護員ごとのスキルアップ目標の設定

(3)居宅介護支援事業

- 内部研修会の開催、各種研修会への参加
- 主任介護支援専門員研修への派遣
- 特定事業所としての取り組み
 - ・他法人との事例検討会 ・困難事例の対応
 - ・必要に応じ多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービス(インフォーマルサービス含)が包括的に提供されるよう計画を作成

3 介護事業の方針検討、運営体制の再構築や改善の取り組み

- (1)介護事業の位置づけと方針の検討
- (2)サービス利用者の獲得を社協全体で取り組む
- (3)ICT の導入を行い、事業の効率化と職員の負担の軽減を図る。
- (4)各種マニュアルの見直しと改善
- (5)資格取得の促進を図り、職員の資質向上に努める。
- (6)介護報酬加算について、研究・導入の検討
- (7)虐待防止委員会・感染症対策委員会の開催

在宅福祉サービス事業所一覧

○居宅介護支援事業所

事業所名	サービス地域
佐伯市社協介護保険サービスセンター「まごころ」	佐伯市

○訪問介護事業所

事業所名	サービス地域
佐伯市社協ヘルパーステーション	佐伯市

○通所介護事業所

事業所名	サービス地域	定員数
佐伯市社協デイサービスセンター「上浦ふれあい荘」	上浦 佐伯	35 名
佐伯市社協デイサービスセンター「うめ」	宇目 本匠	35 名

	直川 豊後大野市	
佐伯市社協デイサービスセンター「なおかわ」	直川 弥生 本匠 宇目	18名

○地域包括支援センター

事業所名	サービス地域
佐伯市地域包括支援センター「ばんじょう」	弥生 本匠 宇目 直川
佐伯市地域包括支援センター「あまべ」	鶴見 米水津 蒲江

○生活支援ハウス・高齢者生活福祉センター

事業所名	定員数
佐伯市上浦浅海井生活支援ハウス	11名
佐伯市上浦蒲戸生活支援ハウス	6名
佐伯市宇目高齢者生活福祉センター(居住部門)	10名

(4) 施設運営部門(豊寿苑)

○豊寿苑の理念

『私たちは、入苑者の方々の「その人らしい生活」を大切にし、快適な暮らしができるよう支援します』

1 施設運営方針

入苑者の安心・安全・快適はもとより、豊寿苑の理念に沿い生活の質をより一層向上させることに努めるとともに、安定かつ効率的な運営を目指す。

2 重点目標

少子高齢化により、新たな人材の確保が難しくなっているが、佐伯市内には福祉科をもつ高校もあるため、地域の福祉人材の育成に力を入れる。あわせて、高齢になっても職員が長く働けるよう、入苑者にとっても重度化防止となる、抱えない介護「ノーリフティングケア」を推進していく。令和6年度から行っている ICT の導入は今後も行い、業務の効率化を目指す。

また、入苑者の安定的な確保や収支の安定に努めるなど、高齢者の入所施設であるため、感染症対策に努めながら、季節の行事やお楽しみ行事、ご家族等との面会を行い、少しでも楽しみや潤いのある生活を送っていただけるよう、施設運営を行っていく。

3 サービスの提供

(1)入苑者本位のサービスを提供する。

- 入苑者の人権を尊重し、その方の気持ちに寄り添うサービスを提供する。
- 入苑者やご家族から寄せられたご意見ご要望等には、迅速な対応に努める。
また、入苑者の体調の変化はその都度ご家族にお伝えし、密な連携に努める。
- ご家族との繋がりを大事にするため、感染対策を行いながら面会を継続する。

(2)入苑者へのサービス内容

○季節の行事

お花見、盆踊り大会、秋の運動会、クリスマス会、節分豆まき、苑外散策

○お楽しみ行事

お誕生会、行事食、選択食、おやつバイキング

家族交流会、買い物ツアー、ゲーム大会、カラオケ大会

○生活支援

移動販売の日、苑内ショッピング、散髪の日、苦情巡回相談(毎月1回)

○健康管理

嘱託医の回診、歯科医の往診、健康診断、病院との連携、日々の観察、嗜好調査
機能訓練(日常生活動作能力の維持、機能回復訓練、発声訓練・嚥下訓練、回想
訓練、作業による訓練、レクリエーション)

4 円滑な苑の運営

(1)施設の有効活用・地域貢献事業

○介護教室の開催、介護体験・職場体験の受け入れ

○介護相談窓口の設置

○視察研修の受け入れ

○地域住民との交流

(2)広報・宣伝活動

○広報紙「豊寿苑だより」を発行し、苑からの情報発信を行う。

○生徒・児童に向けて介護の魅力発信を行う。

(3)地域の福祉人材の育成

○介護職員現場実習生の受け入れ

高校からの依頼により、介護福祉士取得のための現場実習、介護職員初任者研修の受け入れを行う。

○地域に開かれた施設として、市民を対象とした実践的な知識・技術の習得と介護人材を育成するために研修会を実施する。

・介護職員実務者研修(豊寿苑会場)

・喀痰吸引等研修(豊寿苑会場)

○施設でのノウハウを活かし、中学校等での職業講話や地域の介護講習会等に専門スタッフを派遣するなど、介護の魅力発信を行う。

・専門スタッフ(介護福祉士・看護師・介護支援専門員等)の地域派遣

(4)防災活動

○災害に備えて、防災訓練、設備の点検を行う。

・消防訓練(月1回) ・防災研修会(年1回) ・防災設備点検(年2回)

(5)職員研修

○職員は、教育研修等の機会を通じて自己の能力開発とスキルアップに取り組む。

・研修計画による内部研修(年6回)

- ・外部研修への職員の参加
- ・新人職員研修の実施(随時)、身体拘束体験の実施(随時)

回数	実施月	研修内容	時間
1回	5月	人権について／接遇について	1時間程度
2回	6月	虐待防止・拘束ゼロ推進について① リスクマネジメントについて	
3回	7月	感染症について①／食中毒について①	
4回	9月	認知症について／口腔ケア技術的指導①	
5回	10月	急変時の対応について／看取りについて	
6回	11月	感染症について②／食中毒について②	
7回	1月	虐待防止・身体拘束について② 褥瘡予防について	
8回	2月	口腔ケア技術的指導②	

(6)委員会・会議等

会議名	回数	会議名	回数
主任会議	月1回	リスクマネジメント委員会	月1回
主任・副主任会議	月1回	介護技術委員会	月1回
感染・褥瘡対策委員会	月1回	ノーリフト委員会	随時
企画・地域交流委員会	年6回	ユニット運営推進会議	年6回
給食検討委員会	年6回	入所検討委員会	年6回
拘束ゼロ推進委員会	年4回	苦情相談委員会	年4回
虐待防止委員会	年4回		